# 公的年金の「死亡届・未支給年金請求」等の手続きについて

死亡された方が次の年金について受給または加入されていた場合は、お葬式終了後にそれぞれ の手続きをしてください。

年金の種類	受 付 窓 口	備考
国民年金のみ	東御市役所国保年金係(電話 0268-75-8810(直通))	必要な書類は、下記をご覧ください。
厚生年金	小諸年金事務所 <b>※要予約</b>	年金事務所に電話をして、持ち物を 確認の上、手続きしてください。
	(電話 0267-22-1080、0267-22-1082)	※裏面の留意事項も確認ください。
共済年金	各共済組合窓口	左の「受付窓口」にお問い合わせください。
農業者年金	信州うえだ農業協同組合、佐久浅間農業協同組合 各支所	n,

## ○未支給年金(国民年金のみ受給の場合)の請求手続きに必要な持ち物

請求順位は、受給権者が亡くなった当時、その方と生計を同じくしていた遺族で、配偶者、子、 父母、孫、祖父母、兄弟姉妹、その他3親等内の親族の順です。

- (1) 受給権者(死亡者)の年金証書 (無い場合は、基礎年金番号が確認できる通知等をお持ちください)
- (2) 請求者の預金通帳
- (3) 請求者の個人番号(マイナンバー) が確認できる書類(以下のいずれか原本)
  - ・マイナンバーカード
  - 個人番号通知書
  - ・住民票 (マイナンバー入り)
- (4) 受給権者(死亡者)と請求者との続柄確認ができる戸籍謄本(全部事項証明)等
  - ① 例1 請求者が配偶者の場合・・・ 死亡者の戸籍謄本 (請求者のマイナンバー記載で省略可)
  - ② 例2 請求者が子の場合・・・・ 子の戸籍抄本
  - ③ 例3 請求者が孫の場合・・・・・孫の戸籍謄本(必要に応じ請求者の親の戸籍抄本)
- (5) 受給権者(死亡者)の住民票除票(請求者のマイナンバー記載で省略可)
- (6) 請求者の世帯全員の住民票 (請求者のマイナンバー記載で省略可)
- (7) 生計維持関係に関する申立書(用紙は日本年金機構のホームページにあります。)



・住民票上、受給権者と請求者の住所が異なる場合

- ↑申立書
- ・第三者による証明者は、受給権者が施設に入っていた場合は施設長、それ以外の場合は 受給権者の住所を管轄する民生委員、区長など。
- ※ 未支給年金の支給決定等のご連絡につきましては、受付年月日から数えて3~4カ月程度で日本年金機構より通知されます。

なお、亡くなった方の口座へ年金が振り込まれた場合(亡くなった日の翌日以降に振込)、本来は未支給年金としてご遺族の方にお支払いさせていただくものですが、亡くなった月の分までの年金が振込済の場合は未支給年金と相殺となり、未支給年金の支払いが無い場合があります。

### ○死亡一時金について

死亡一時金は、国民年金保険料を3年以上納めたことがあり、老齢基礎年金・障害基礎年金のいずれも受けたことがない方が死亡したときに、死亡当時に生計が同一であった遺族が受けられます(遺族基礎年金を受けられる場合を除く)。(**添付書類は、未支給年金請求と同じです。**)

### ※小諸年金事務所で手続きをするときの留意事項

- (1) 小諸年金事務所で手続きをする際は、請求者の本人確認が必要となりますので「**本人確認書 類」**を必ずお持ちください。
- (2) 代理人が手続きされる場合は、「請求者からの委任状」と「代理人の本人確認書類」が必要となりますので、必ずお持ちください。

【委任状】用紙は日本年金機構のホームページにあります。

↑委任状

【本人確認書類】マイナンバーカード、運転免許証、パスポート等の顔写真つきの証明書 無い場合は小諸年金事務所へお問い合わせください。

- (3) 年金事務所での手続きやご相談は、必ず予約が必要です。電話で事前に予約をし、その際に持ち物等を確認してください。
- (4) 持ち物の中には東御市役所で取得できるものもありますので、併せてご確認ください。

#### ※戸籍・住民票等を窓口で請求するときの留意事項

戸籍・住民票等を窓口で請求するときは、本人確認が必要となりますので**「本人確認書類」**を 必ずお持ちください。

【本人確認書類】マイナンバーカード、運転免許証、パスポート等の顔写真つきの証明書 無い場合は戸籍・住民票等請求窓口へお問い合わせください。